

今後実施すべき対策について

- 最近の感染状況を踏まえ、市中への感染や高齢者等への感染の拡大を防止していく必要がある。このため、改めて**対策の基本である「三密回避」やテレワークの推進を徹底**するとともに、新規陽性者に「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」の関係者が多くいることや、会食や飲み会等が感染拡大のきっかけになったケースが多いこと等を踏まえ、新型インフルエンザ等**特別措置法に基づく以下の措置を講じることを「感染が拡大している都道府県」に求める**こととする。

- ① 法第24条第9項に基づき、「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」にガイドライン（感染防止策の指針）の遵守を要請
- ② 法第24条第9項に基づき、ガイドラインを遵守していない「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」への外出自粛を要請

- ※ 新宿区や豊島区で進められている、「夜の街」の事業者との連携には配慮
- ※ 各都道府県においてガイドラインを遵守している店舗が、宣言書やステッカー等を掲示できる取組を推進
- ※ ガイドラインの遵守のための取組については、持続化補助金（最大200万円）で支援

〔「基本的対処方針」においては、感染拡大の傾向が見られる都道府県は、適切に法第24条第9項に基づく措置等（具体的には、クラスターが発生している場や、「三つの密」のある場への外出自粛要請など）を講じるものとされているところ。〕

- 更に、上記の対策による効果を見極めつつ、高齢者の感染状況や重症者の状況等を勘案し、以下の措置を講じるよう求めることも検討。

- ③ 法第24条第9項に基づき、ガイドラインを遵守しない店舗に対して休業要請等